

96 『明治二十年文部省事務報告』抄録（明治二十一年五月）

〔・特別監督私立法律学校優等卒業生試験完結〕
 ・法科大学助教授土方寧英國留学 他

帝国大学

明治二十年一月十一日帝国大学ト陸軍省ト条約ヲ結ビ法科大学
 学生七名ヲ選ビ卒業ノ後ハ理事若クハ理事試験補ニ任スルノ約ヲ
 以テ同省ヨリ学資ヲ貸与スルトシ理事生徒規則ヲ定ム 廿六
 日分科大学学生休学規則ヲ定メ学生ノ疾病ニ罹リ滿二箇月以上
 修学スル能ハスト思慮スルモノハ分科大学長ニ願ヒ出テ該学年
 間休業シ次学年ノ始ヨリ其ノ原級ニ入り修学スルヲ得シメ休
 学学年中ハ授業料ヲ徴収セス其ノ給費若クハ貸費ヲ受クルモノ
 ハ之ヲ停止スルニ定ム 二月四日分科大学寄宿舎規則ヲ改正
 追加シ給費又ハ貸費生ハ自宅又ハ父兄ノ宅ニ居住スルヲ禁シ
 懲戒ヲ禁外出退舎退学ノ三トシ退舎若クハ退学ヲ命スルハ官
 報ニ掲載シテ之ヲ公告シ特待生給費生又ハ貸費生ニ退舎ヲ命ス
 ルハ其ノ特待給費貸費ヲ罷ムルニ定ム 廿二日帝国大学ト
 海軍省ト結約シ工科大学ニ海軍技術学生ヲ置キ海軍造船及ヒ造
 機科造兵科火薬科技術士官ヲ養成スルトシ海軍技術生ノ学科
 課程ハ帝国大学総長ト海軍軍務局長ト合議シテ之ヲ定メ該学生
 ノ学資ハ一箇月十円被服料ハ一箇年三十五円ヲ帝国大学ヨリ支
 給シ該士官養成ノ為メ毎年金五千円ヲ海軍省ヨリ本省ニ贈付ス
 ルヲ定ム 同日分科大学学生寄宿料併ニ被服料滞納処分方

ヲ定メ右納期日マテニ納付セサルモノハ之ヲ保証人ニ通知シ
保証人ヨリ七日以内ニ上納セサルハ該学生ニ退学ヲ命スル
トス

四月一日相州三浦郡三崎ニ設置セル臨海実験所落成セシヲ以テ
帝国大学飽海実験所ト称ス 六日寄宿舎規則ヲ訂正シ学生中入
舎ノ告知ヲ受ケタルモノ自己ノ都合ニ依リ自宅若クハ父兄ノ宅
又ハ分科大学教授ノ宅ニ居住センコトヲ願フハ之ヲ許可スル
ニ定ム但シ給費又ハ貸費生ハ必ス之ヲ入舎セシム 廿七日医科
大学ニ精神病学科ヲ設置シ東京府所轄癲狂院患者ヲ臨床講義ニ
充用センカ為メ該府ニ対シ医科大学ヨリ癲狂院ニ医長医員調薬
掛ヲ置ク事医員調薬掛ヲ宿直セシムル事看護長看護人ノ進退患
者ノ食料薬品器械等ノ買ヒ上ケ方ニ付商議スル事等ヲ結約シ該
院患者ノ治療ヲ負担ス

五月四日文科大学古典講習科ノ修業期限ヲ減シテ四箇年トス
二十日学位令ヲ公布セラル

六月二十五日省令第四号ヲ以テ学位令第五条ニ基キ学位令細則
ヲ定ム其ノ要ハ第一大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経タルモノアル
ハ帝国大学総長ノ具申ニ依リ文部大臣ニ於テ各々其ノ専攻セ
シ学科ニ依リ之ニ法学博士医学博士工学博士文学博士理学博士
ノ学位ヲ授ク第二文部大臣ニ於テ大学院ニ入り定規ノ試験ヲ経
タルモノト同等以上ノ学力アリト思慮スルモノアルハ帝国大
学評議會ノ議ニ付シ評議官総數三分ノ二以上之ヲ是認スルニ於
テハ文部大臣之ニ博士ノ学位ヲ授ク第三博士ノ学位ヲ得ント欲
スルモノハ履歴書及ヒ其ノ専攻セル学科ノ範圍内ニ属スル自著

ノ論文一編ヲ副ヘ文部大臣ニ申請スルコトヲ得第四帝国大学評議
会ハ第二ノ場合ニ於テ必要ト認ムルハ試験ヲ行フコトヲ得但シ
試験ヲ受クルト否トハ本人ノ随意トス第五文部大臣ニ於テ学問
上特ニ功績アリト思慮スルモノアルハ博士ノ會議ニ付シ出席
博士三分ノ二以上之ヲ是認スルニ於テハ文部大臣之ヲ閣議ニ提
出シ其ノ認可ヲ得テ大博士ノ学位ヲ授クル等ナリ

七月四日医科大学卒業試験規則ヲ改定ス 七日分科大学試業及
ヒ卒業証書規程ニ追加シ各分科大学卒業生ハ其ノ学科ニ随ヒ法
学士医学士(薬学科卒業生ハ薬学士) 工学士文学士理学士ト称
スルコトヲ得シム又元東京大学准医学士及ヒ元工部大学校卒業生
(工学士ニアラサルモノ) ノ爾来其ノ学修セル事業ニ従フモノ
ハ帝国大学総長ノ認可ヲ経テ医学士又ハ工学士ト称スルコトヲ得
シム 同日大学院規程大学院入学規程及ヒ大学院学生分科大学
学生生徒実地研究旅行規程ヲ改正シ現行大学院給費及ヒ補助規
程ヲ廃止シ並ニ分科大学研究科規程ヲ創定ス

九月十二日分科大学学科課程ヲ改正シ法科大学ニ於テハ法律学
第一科第二科ヲ改メテ単ニ法律学科ト称シ該学科中ニ独逸部ヲ
増設シテ之ヲ英吉利部仏蘭西部及ヒ独逸部ニ分チ且ツ工科大学
ニ於テハ造兵学科及ヒ火薬学科文科大學ニ於テハ史学科英文学
科及ヒ独逸文学科ヲ増設シ本日ヨリ之ヲ施行ス

十月六日学生生徒借財者等処分ヲ定ム其ノ要ハ各分科大学学
生及ヒ研究生ニシテ不必要ナル借財ヲ為シ若クハ漫ニ他人ノ物
品ヲ使用スル所行アルモノ借財若クハ物品使用ニ付返弁ノ督促
ヲ受クルモノ及ヒ同上ノ事項ニ就キ訴訟セラル、モノハ皆品行

不良ニ属スル過失トシテ之ヲ処分ス卒業ノ際右ノ過失アルモノハ其ノ責任ノ完清ニ至ルマテハ卒業証書ヲ授与セス而シテ之ヲ授与セサル間ハ学士ノ称号ヲ唱フル能ハサルト等ナリ

十一月二十二日特別監督私立法律学校優等卒業生試験ヲ完結ス十二月九日大学院元給費生及ヒ分科大学研究科給費生ハ品行不良学業懈怠ニ依リ給費ヲ廃セラレ又ハ退学ヲ命セラレ、其若クハ自己ノ都合ヲ以テ給費ヲ辭シ又ハ退学ヲ願フハ既ニ給与セラレタル金額ヲ即時ニ返納セシムルノ規定ナリシカ自今卒業後奉職ノ義務ヲ負ハサルモノニシテ自己ノ都合ニ依リ給費ヲ辭シ仍ホ引キ続キ在学スルモノハ事宜ニヨリ其ノ給費ヲ返納セシメサルトス

(中略)

庶務

(中略)

^(六月)廿四日英吉利法律学修業ノ為メ法科大学助教授土方寧ヲ英国へ史学修業ノ為メ坪井九馬三ヲ独国へ何レモ満三箇年間留学ヲ命ス

〔明治二十年文部省事務報
告〕 24, 35-5, ①1521